甘楽町立甘楽中学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであ る。

学校は、保護者、地域、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときには、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

甘楽町立甘楽中学校いじめ対策基本方針は、『いじめ防止対策推進法』及び国の『いじめ防止等のための基本的な方針』に基づき、本校の生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』の基本的な取り組みについて示したものである。

- ①いじめは決して許される行為ではない。しかしながら、どの生徒も、どの学校にも起こりえることから、学校・家庭・地域が一体となって継続して、未然防止,早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ②取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組みを進める必要がある。未然防止にあたっては、すべての教職員が日々実践すること。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、その生徒の心の痛みを受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

(3)組織

◆いじめ防止対策委員会組織

構成員 校長・教頭・教務主任・教務・生徒指導主事・生徒指導部・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー、心の教育相談員(必要に応じて)

調査委員会 上記構成員と学校評議員

内 容 いじめの疑いに関する情報収集、共有

いじめの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定

基本方針の作成、実行、修正

2 未然防止

- (1) 学校全体の取り組み
- ①いじめを許さない風土作り
- ・いじめは絶対に許さないという姿勢を日頃から学級や学年、生徒会、朝礼などで生徒に訴えていく。
- ・いじめ防止のためのスローガンを生徒会で決め、学校全体でいじめ防止に取り組んでいることを生 徒に意識させる。

②相談体制・支援体制作り

- ・『生徒指導部会』『いじめ防止対策委員会』『教育相談部会』を機能させ、生徒の日常の相談やいじめ に関する内容の情報の共有を図り、支援体制を充実させる。
- ・カウンセラー、心の教育相談員の協働的な連携の促進
- ・二者面談や三者面談とは別に相談週間や部活動における部長・副部長の面談等を設定し、気軽に相談 できる環境をつくる。
- ③報告・連絡・相談・確認・報告

生徒の様子で気になることがあったら即時に担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、教頭などへ報告する。また、必要に応じてその日のうちに保護者に報告・連絡する。必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる。

(2) 授業担当者としての取り組み

①指導力の向上

校内での研修や校外の研修に参加し、指導の向上に努める。

- ②授業前後の観察
- チャイムで授業開始遅れてくる生徒はいないか確認。時には早く教室に行き、廊下や教室内の様子を見る。
- ・気になることはすぐに関係職員に連絡・報告する。
- ③一人一人が存在感のある授業づくり
- ・活躍できる場を設定し、認め合える雰囲気をつくる。
- ④その場での指導
- ・悪口やからかい、冷やかしがあった場合、その場で毅然とした態度で指導する。

(3) 学年・学級での取り組み

- ①好ましい人間関係作り、認め合う風土作り
- ・互いに気持ちの良いあいさつができ、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。
- ・お互いの長所や個性を認め合う態度で接する。
- ②リーダーの育成
- ・学級四役に自覚を持たせ、学級内の人間関係に気を配らせる。
- ・学級四役を支えるメンバーを育成し、協力し合いながら学級の課題を解決できるようにする。
- ③道徳授業の充実

いじめに関するテーマでの授業や思いやりの心を育てる道徳教育の充実と、互いに支え合う集団作りに努める。そのために、考え議論する道徳授業道徳の授業の充実に努める。

④情報交換

・担任だけの問題とせず学年内で共通理解・情報の共有を図る。

(4) 家庭との連携

- ①学校・学年たより
- ・保護者の協力を得るために、学校の取り組みや生徒の取り組みの様子を知らせる。
- ②相互理解
- ・心配なことがあれば保護者に連絡し相互理解を図る。
- ③誠意のある対応
- ・相談してよかったと思われる誠意のある対応をする。

(5) 関係機関との連携

・犯罪行為として取り扱われるいじめについては教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

3 早期発見

- (1) 日常の観察の観察ポイント
 - ささいな変化に気づくこと。
 - ・気づいた情報を共有する。
 - ・情報に基づき速やかに対応する。
- ①健康観察:一人一人の表情を確認する。
- ②授業中: 姿勢・表情・忘れ物・ノート等の落書き、隣の机が離れている等
- ③休み時間: ひとりでいる、遊びと称してからかわれている等
- ④給食: 食欲がない、席が離れている、当番を押しつけられる等
- ⑤部活動: 無断で休む、雑用を頻繁にさせられる等
- ⑥登下校: 荷物をもたされる、独りぼっち等
- ⑦生活ノート:気になる内容の記述問うn.
- (2) 学校生活アンケート実施
- ①毎月,実施する。
- ②いじめを認知した時は速やかに対応する。
- (3) 本人からの訴え
- ①心身の安全の保障
- ・訴えてきたことを認め守るという姿勢を伝える。
- ・事実関係や気持ちを理解してきく。
- (4) 他の生徒からの訴え
 - ・いじめを訴えた生徒にも被害が及ばないよう配慮する。情報の発信元は明かさない。
- (5) 保護者からの訴え
 - ・いじめに気づいた時に即座に学校に連絡できるよう普段から信頼関係を築く。

4 早期対応

(1) 基本的な流れ

いじめ情報をキャッチ



いじめ防止対策委員会開催いじめられた生徒を守る

休み時間など見守る体制を整備する



認知した職員 → 担任・生徒指導主事・教育相談主任 → 校長・教頭

正確な実態把握*1



指導体制·方針決定*2



当事者双方やまわりの生徒からの聞き取り記録 情報の共有

一つの事象にとらわれず全体像を把握する

情報の共有 対応する職員の役割分担 関係機関との連携

生徒への指導・支援*3



保護者との連携



今後の対応

いじめられた生徒の不安を取り除く

いじめた生徒には、相手の痛みに思いを寄せる指導と、いじめは許される行為ではないという人権意識を持たせる

直接会って具体的な対応を示す 学校との連携方法を話し合う

継続して指導や支援をする カウンセラーの活用を含め心のケア 心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級経営を

*1○いじめの状況把握

事実に基づく聴取は、被害者 → 周囲にいる者 → 加害者の順を基本とする 複数の職員で対応する

- *2○対応方針緊急度の確認自殺や暴行などの危険度確認
 - ○役割分担加害者から被害者からまわりの生徒からの聞き取り 保護者対応関係機関との連絡や対応

*3○被害者への対応

心のケアをして安心して学校に登校できるようにするための対応

- ・いじめられた生徒の味方になる
- ・いじめは絶対に許さないという姿勢を示すとともに今後の指導の仕方を伝える。
- ・面談などを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう友人との関係作りや活躍の場を支援する。

○加害者への対応

- ・行った行為については毅然と指導する。
- どうすべきだったか反省させ、これからどうしていくか考えさせる。
- ・被害者の辛さに気づかせ、いかにいけないことかわからせる。
- 複数の職員で対応する。
- ・面談を継続して行い、成長を確認していく。
- ・良さも認めプラスの行動に向くよう支援していく。

○出席停止制度の生徒・保護者への対応

- ・保護者への周知。
- ○傍観者への対応
- ・学校全体の問題とし本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・被害者は傍観者のことをどのように感じていたか考えさせる。
- ・いじめの事実を伝えることはつらい立場の人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・いじめを許さない集団作りについての話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

- ①被害者の保護者との連携
- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問し事実を正確に伝える
- ・子どもを守っていくことを伝え、今後の対応について具体的に示す。
- 対応の経過を適宜伝える。
- ②加害者の保護者との連携
- ・家庭訪問し事実を伝え、その場でも自分がした行為について子どもに言わせる。
- ・加害者の状況を伝え、深刻さを認識してもらう。

(3) 関係機関との連携

犯罪行為として扱われるべきいじめについては教育委員会及び所轄の警察と連携して対処する。

5 重大な事態への対処

速やかに調査にあたる

- ○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認め る場合
- ○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企画した ・精神性の疾患が発生した ・身体に重大な障害を負った
 - ・相当期間学校の欠席を余儀なくされた ・金品など重大な被害を被った

築

(1) 連絡体制

発見者 \rightarrow 担任 \rightarrow 学年主任 \rightarrow 生徒指導主事 \rightarrow 教頭 \rightarrow 校長 \rightarrow 教育委員会 *緊急時はこの限りではない。

*必要に応じてためらわず警察等に連絡する。

(2) 発生時

- ①いじめ防止対策委員会招集
- ②教育委員会への報告と連携
- ③調査方法事実の究明
- いじめの状況ときっかけ等
- ・事実に基づく関係者への聴取
- ④警察への通報と連携

6 その他

- ・基本方針を見直しながら行っていく。
- ・いじめ問題への取り組みを生徒や保護者にも伝える。